

《個人情報取扱いに関する事項》

当金庫は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報を適切かつ適法な手段により取得し、下記業務において当金庫および当金庫の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、利用目的の範囲内において利用させていただきます。

記

業務内容	利用者より代金回収の依頼を受け、代金回収先の預金口座からの振替資金を利用者の口座に一括して入金を行う業務
利用目的	①代金回収業務の申込受付のため ②代金回収業務の利用に際する本人認証のため ③代金回収業務に係るお取引の実施・管理のため ④代金回収業務に係るご案内書面等の送付のため ⑤各種お問い合わせへの対応のため ⑥利用者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
その他	当金庫は、あらかじめ利用目的を明確にして個人情報を取得いたします。また、業務の適切な運営から、お客さま本人の個人情報取得に加えて、法人先との取引においては法人代表者の氏名等の個人情報を取得する場合がございます。 なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外でご利用いたしません。

以上

《H S Kーネット代金回収サービスご利用規定》

(提携 I SーNET)

当金庫が提供する「H S Kーネット代金回収サービス」（以下、「本サービス」という）の利用に関して、以下のとおり利用規定（以下、「本規定」という）を定めます。

第1条 サービスの概要

- 本サービスは、本サービスの利用契約を締結した利用者ご本人（以下、「利用者」という）より代金回収の依頼を受け、代金回収先（以下、「預金者」という）の預金口座から振替資金を引落とし、利用者の口座に一括して入金を行うサービスをいいます。
- 当金庫は、利用申込書（以下、「申込書」という）記載の回収代金入金口座店をとりまとめ店とし、会費等について、本サービスを利用したH S Kネットセンターによる収納事務の取扱を受託します。

第2条 利用申込・変更申込

- 本サービスを利用するには、本規定を熟読のうえ内容を理解し、その内容が適用されることを了承したうえで、申込書に所定の事項を記載し、申込手続きを行うものとします。
- 利用申込手続きを行う場合には、次の事項を遵守するものとします。
 - 利用者は当金庫に普通預金口座又は当座預金口座を保有する法人、法人格のない団体、個人事業主、個人とすること
 - 利用者は、本規定を遵守し、利用者の責任において本サービスを利用すること
 - データの受け渡しは、帳票、電子媒体、データ伝送を用いたデータ授受とすること
- 本サービスの利用に関する利用者当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による利用者の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。
- 当金庫は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
 - 利用申込時に虚偽の事項を届出したことが判明した時
 - その他、当金庫が利用を不適当と判断した時

5. 利用申込を当金庫が承認した後、利用申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当金庫はその承認を取消す場合があります。ただし、承認が取消された場合でも、利用者は本サービスの利用により、既に発生した義務について本規定に従って履行する責任を免れないものとします。また、その場合に生じた損害について、当金庫はその理由の如何を問わず、いかなる責任をも負わないものとします。
6. 当金庫が申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの申込書につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

第3条 引落可能金融機関

当金庫は、引落可能金融機関について別途書面により利用者に通知するものとします。なお、提携金融機関以外の引落しは再委託扱いとなります。

第4条 届出事項の変更

1. 利用者はお申込口座等届出事項の変更があった場合には、直ちに当金庫所定の方法により届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、利用者が全ての損害を負うものとし、当金庫は一切責任を負いません。
2. 利用者が届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当金庫は一切責任を負いません。

第5条 免責事項

1. 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに回線不通等の通信手段の障害等により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
2. 当金庫が所定の本人確認手続きを行い、取扱依頼者を利用者本人とみなして取扱った場合は、暗証番号等の偽造・変造・盗用・不正使用およびその他の事故によって生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。
3. 公衆回線、専用回線等の通信経路において盗聴等がなされ、利用者の暗証番号等の取引情報が漏洩したことによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
4. 前3項のほか、本サービスの取扱いについて紛議が生じた場合は、当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切責任を負いません。

第6条 損害賠償・損害負担

1. 利用者および当金庫はそれぞれの責により生じた損害を負担するものとします。利用者・当金庫いずれかの責によるか明らかでないときは両者で協議して定めるものとします。
2. 利用者が本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当金庫に損害を与えた場合、当金庫は当該利用者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第7条 契約期間

本規定に基づく契約期間は、当金庫による利用承諾日から1年とします。ただし、契約期間満了日の2ヶ月前までに利用者または当金庫から解約の申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後同様とします。

第8条 サービス内容・規定等の変更

1. 本サービスの内容および本規定の内容について、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合、当金庫は任意に変更できるものとします。
2. 本サービスの変更内容および本利用規定の変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、この変更によって生じた損害は利用者が負担するものとします。

第9条 通知手段

当金庫は利用者に対し、取引依頼内容等について確認を要する場合に通知・照会・確認等を行うことがあります。利用者は、当金庫からの通知・照会・確認等の手段として、郵便、電話、FAX等が利用されることに同意するものとします。

第10条 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第11条 禁止行為

1. 利用者は、本規定に基づく利用者の権利および預金等を譲渡、質入れ等することはできません。

2. 利用者は、本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。また、当金庫は、利用者が本サービスにおいて、以下の行為を行い、または行う恐れがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の利用者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- (4) 他の利用者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (5) 他の利用者または第三者を誹謗中傷するような行為
- (6) 他の利用者または第三者に不利益を与えるような行為
- (7) 本サービスの運営を妨げるような行為
- (8) 本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
- (9) 当金庫の信用を毀損するような行為
- (10) 風説の流布、その他法律に反する行為
- (11) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
- (12) その他、当金庫が不適当・不適切と判断する行為

第12条 機密保持

利用者は、本契約により業務処理上知り得た事項について、外部に漏洩してはならないこととします。

第13条 取引の移管

お申込口座または回収代金入金口座の取引が店舗の統廃合等、当金庫の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい取引支店に移されます。なお、利用者の都合で移管する場合は、契約内容の変更手続きが必要となります。

第14条 反社会的勢力でないことの表明・確約

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第15条 暗証番号、委託者コードについて

1. 利用者が使用する「暗証番号」は、利用者があらかじめ当金庫所定の申込書により当金庫へ届出するものとします。

2. 当金庫は、利用者からの申込に基づき作成した「委託者コード」を所定の方法により、利用者へ通知します。

3. 万が一、「暗証番号」を失念または漏洩した場合は、利用者は速やかに当金庫へ連絡し、必要な手続きを行うものとします。なお、当金庫への届出前に生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。

第16条 利用時間

本サービスの利用時間は、当金庫の営業時間とします。当金庫はこの利用時間を変更する場合があります。変更する場合には、利用者に事前に通知または公表するものとします。

第17条 手数料

1. 本サービスの利用にあたっては、利用者は当金庫所定の振替手数料、取扱手数料等ならびにこれに係る消費税相当額（以下、「手数料等」という）を支払うものとします。なお、代金回収にかかる手数料については、請求件数1件ごとの振替手数料とします。
2. 代金回収手数料の支払方法
 - (1) 提携金融機関扱い
手数料等を1ヶ月分取りまとめのうえ、合算して当金庫所定の日に申込書記載のご利用手数料引落口座から自動的に引落いたします。
 - (2) 再委託扱い
振替手数料については、振替資金より差引きいたします。取扱手数料については、1ヶ月分取りまとめのうえ、合算して当金庫所定の日に申込書記載のご利用手数料引落口座から自動的に引落いたします。
3. 本サービスの手数料等は、当金庫所定の方法により普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定（当座勘定貸越約定を含む）の各約定の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書、当座小切手の呈示なしに手数料引落口座から自動的に引落とします。
4. 当金庫は本サービスの手数料等について、新設あるいは変更する場合があります。新設または変更する場合には、利用者に事前に通知または公表するものとします。利用者は、手数料の新設または変更後に本サービスを利用した場合、その内容を異議なく承諾したものとし、この新設または変更に同意しない場合はこの契約を解約することができるものとします。

第18条 預金口座振替依頼書の受理

1. 利用者は預金者から、預金口座振替依頼書（以下、「依頼書」という）および預金口座振替申込書（以下、「口座振替申込書」という）を受付し、初回振替日の60日前までに当金庫のとりまとめ店へ提出ください。
2. 当金庫は、依頼書および口座振替申込書の記載事項を確認のうえ受理し、口座振替申込書に確認印を押印し、利用者へ送付します。なお、提携金融機関の取扱に係るものについては、当金庫は口座振替申込書に提携金融機関の確認印を受け、利用者へ送付します。
3. 当金庫は、依頼書に印鑑相違その他の不備事項があるなど、当金庫または提携金融機関の確認が得られない場合は、速やかに利用者へ返送します。

第19条 代金回収の手続き

1. 口座振替請求を依頼する場合は、当金庫所定の方法により所定の時限までに口座振替を請求してください。
2. 当金庫および提携金融機関は、依頼を受けた請求明細に基づいて、振替日に預金者の預金口座から口座振替処理を行います。この預金者の預金口座からの引落は、預金者から当金庫に提出された依頼書に基づいて行うものとします。
3. 当金庫は、当金庫および提携金融機関における前項の引落処理による振替資金を取りまとめ、当金庫所定の日までに申込書記載の回収代金入金口座に入金します。
4. 利用者は、振替不能分について再度預金口座振替により請求する場合、次回預金口座振替時の請求明細に含めて請求します。この場合、再請求分と次回請求分を同時に請求するときは、その引落しについて優先順位をつけません。
5. 預金者に対する通知は、利用者の責任において行うこととします。
6. 預金者の預金口座からの引落が複数ある場合で、その引落総額が預金口座より引落とすことができる金額を超える時は、そのいずれを引落とすかは当金庫および提携金融機関の任意とします。
7. 請求内容について、利用者と当金庫の間に疑義が生じた場合は、当金庫が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱します。

第20条 振替日および受付時間・最終時限等

1. 振替日は、申込書記載の日とします。ただし、振替日が当金庫休業日となる場合は原則翌営業日の振替とします。振替日を変更する場合は、利用者より預金者に対して周知徹底を図るものとし、当金庫は預金者に特別な通知等はいりません。
2. 取消可能時限は、口座振替請求の受付最終時限までとします。

3. 口座振替請求の振替日および受付期間・最終時限は以下のとおりとします。

引落金融機関		振替日 (当金庫休業日の場合、翌営業日)	受付期間・最終時限
県内提携信用金庫扱い		ご指定の日	振替日の1ヶ月前から6営業日前の12時まで
県内提携金融機関扱い			
I C C北陸3県提携金融機関	再委託扱い	2日、12日、22日	振替日の1ヶ月前から8営業日前の12時まで
I C C全国提携金融機関		6日	振替日の1ヶ月前から12営業日前の12時まで

第21条 振替結果明細の還元および振替資金の口座入金

1. 振替結果明細の還元および振替資金の口座入金は、以下のとおりとします。

引落金融機関		ご指定口座への入金	振替結果明細の還元
県内提携信用金庫扱い		振替日の4営業日後	振替日の4営業日以降
県内提携金融機関扱い			
I C C北陸3県提携金融機関	再委託扱い	振替日の5営業日後	振替日の5営業日以降
I C C全国提携金融機関		振替日の7営業日後	振替日の7営業日以降

2. 振替結果明細の結果記録は以下のコード表のとおりとします。

不能理由	振替結果コード
振替済	0
資金不足	1
取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替依頼書なし	4
引落金融機関障害等	7
委託者の都合による振替停止	8
その他	9

3. 振替結果の通知方法は、ご契約の媒体に準ずることとします。

第22条 帳票の取扱

請求明細は金融機関一覧表を参照し、区分ごとに分けて記入するものとします。

1. 定額型

- 初回の請求時に「定額型・代金回収データ登録報告書」（以下、「定額型報告書」という）を記入し、初回振替日の1ヶ月前までにとりまとめ店へ提出ください。
- 二回目以降の請求より、請求明細に追加・変更・削除が生じた場合、利用者は定額型報告書にその旨を記載し、所定の時限までにとりまとめ店へ提出ください。所定の時限までに定額型報告書の提出がない場合は、前回の請求明細に基づき口座振替処理を行います。

2. 標準型

- 初回の請求時に「標準型・代金回収データ登録報告書（初回振替用）」を記入し、初回振替日の1ヶ月前までにとりまとめ店へ提出ください。
- 二回目以降の請求より、利用者は「標準型・代金回収データ登録報告書」（以下、「標準型報告書」という）に請求金額を記入し、所定の時限までにとりまとめ店へ提出ください。
- 標準型報告書の登録内容に追加・変更・削除が生じた場合、利用者はその旨を記載し当金庫へ提出ください。

第23条 データ伝送の取扱

1. データ伝送利用に際しては、あらかじめ届出の暗証番号により、所定の方式で送信してください。

当金庫が受信した委託者コード・暗証番号と、当金庫があらかじめ指定した委託者コード、および届け出済みの暗証番号の一致を確認した場合は、当金庫は正当な利用による依頼とみなします。

2. ファイル伝送とは別に、当金庫へ伝送データの合計件数・金額等を速やかに当金庫所定の方法で通知してください。当金庫は、依頼内容についてこの通知を受信した時点で確定したものとします。
3. 通信混雑等による回線の不通および機器障害ならびに天変地異その他やむを得ない事由により、データの送信が遅延または不能となる場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

第24条 電子媒体の取扱

電子媒体利用に際しては、正・副を作成のうえ、送付確認票を添付して当金庫へ提出ください。

第25条 データ伝送、電子媒体の仕様ならびに記録内容

データ伝送、電子媒体の仕様ならびに記録内容については、別添「HSK-ネット代金回収サービスレコードフォーマット仕様書」の定めに従うものとします。ただし、顧客番号20桁のうち上10桁は当金庫にて使用します。

第26条 口座振替の解約・変更通知

1. 預金者の引落指定口座が当金庫にある場合、預金者の申し出または当金庫の都合により預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、当金庫は利用者にもその旨を通知します。
2. 預金者の引落指定口座が提携金融機関にある場合、預金者の申し出または提携金融機関の都合により預金者との預金口座振替を解約または変更した旨、当金庫が提携金融機関より通知を受けたときは、当金庫は契約者にもその旨を通知します。
3. 預金者が引落指定口座を解約した場合、当金庫は第1項および第2項の利用者に対する通知は行いません。
4. 口座振替契約の解約手続きは、利用者が当金庫所定の方法により行うものとします。

第27条 預金者への通知等

当金庫は、口座振替に関して、預金者への領収書や振替済通知書等の作成・郵送、または入金督促等は行いません。

第28条 サービスの解約

1. 本サービスは当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができるものとします。なお、利用者からの解約の通知は、当金庫所定の書面によるものとします。
2. 利用者が当金庫に対し、本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。
3. 利用者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当金庫は本サービスを解約できるものとします。この場合、利用者への通知の到着のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を利用者の届出住所にあてて発信した時に本サービスを解約されたものとします。
 - (1) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続き開始もしくは特別清算開始、その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続き開始の申立があった時、あるいは利用者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があった時
 - (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた時
 - (3) 住所変更の届け出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由によって、当金庫において利用者の所在が不明になった時
 - (4) 相続の開始があった時
 - (5) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した時
 - (6) 1年以上にわたり本サービスの利用がない時
 - (7) 解散、その他営業活動を休止した時
 - (8) 第14条第1項のいずれかに該当した場合、もしくは第14条第2項のいずれかに該当する行為をした場合、または第14条第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した時
 - (9) 本規定に違反した時
 - (10) お申込口座および回収代金入金口座を解約した時
 - (11) その他、前各号に準じ、当金庫が本サービスの利用中止を必要とする相当の事由が発生した時

第29条 サービスの廃止

1. 本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、合理的かつやむを得ない事由がある場合は、当金庫は本サービスを廃止する場合があります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。
2. の一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。